

一般財団法人茨城県交通安全協会行動計画（女性活躍推進法）

政府が定める女性活躍推進法に基づき、本協会の女性職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2 計画の推進（具体的実施項目）

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

目標1：専門職（自動車学校教習指導員）への女性登用の促進

※女性の少ない専門職（自動車学校教習指導員）の女性比率を20パーセントまで引き上げる。

【取組内容】

- ・令和5年4月～年度ごとに順次増員を目指す。（年度ごとに検証）
- ・令和5年10月～採用状況を途中検証し、採用者の女性比率が上がっていない場合、採用時期に合わせ、積極的な採用活動を実施する。

指標：男女の賃金の差異 【追加項目】令和4年7月8日法改正

※男性の賃金に対する女性賃金の割合

【内容】

下記3（2）のとおり。

【職業生活と家庭生活の両立】

目標2：所定外労働時間の抑制

※職員全体の残業時間を月平均7時間以内とする。

【取組内容】

- ・令和5年4月～各種会議等で、所定外労働を抑制（7時間以内）するよう職場環境づくりを推進する。
- ・令和5年10月～各部署における所定外労働の問題点を検証し、所定外労働時間の抑制についての検討を実施する。

3 女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報公表

(公表日 令和7年7月1日)

(1) 労働者に占める女性の割合

ア 本協会職員全体に占める女性の割合

労働者に占める女性の割合	全体 (人)	内 訳 (人)		女性比率
		男 性	女 性	
	3 1 7	1 4 7	1 7 0	53.6%

イ 自動車学校教習指導員の状況

	全体 (人)	内 訳 (人)		女性比率
		男 性	女 性	
自動車学校教習指導員数	5 7	5 0	7	<u>12.3%</u>

令和7年7月1日現在

(2) 男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性賃金の割合)

対象期間：令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	
全職員	84%
正規職員	71.9%
非正規職員	147.7%

※賃金：基本給、各種手当、賞与等を含む（退職手当、通勤手当を除く。）

※正規職員：正規雇用契約に基づき期間の定めなくフルタイム勤務する職員

(ただし60歳までの定年制)

※非正規職員：正規職員以外の職員

(3) 職員の残業時間の状況

	全体（人）	内 訳（人）	
		男 性	女 性
職 員 総 数	3 1 7	1 4 7	1 7 0
職員 1 人あたりの月平均時間外数	4. 52 時間		

※令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間（令和 6 年度）

(4) 男性職員の育児休業等取得率（育児・介護休業法に基づく情報公表）

育児休業等の取得割合

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者}} = \frac{0}{0} = 0\%$$

※令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間（令和 6 年度）